

立地等企業促進事業補助金

市内へ新たに工場を設置

商業・工業系用途地域への事務所の設置、及び工業系用途地域への工場・自然科学研究所・流通加工施設の設置（工場等を所有）する場合に活用できます。

種目	対象業種	要件	補助額	上限額・期間	
新規立地	事務所立地	本社	延床面積 250㎡以上 でかつ、 常時雇用者が 25人以上 ※ものづくり、食品、バイオ・ライフサイエンス、ITエレクトロニクス関連産業は延床面積 150㎡でかつ7人以上	○不動産取得税相当額（家屋分） ○家屋分固定資産税相当額（都市計画税含む） ○償却資産に係る固定資産税相当額	1億円×3年
		本社以外			1億円×1年
	研究所立地	自然科学研究所	敷地面積 500㎡以上 かつ、 常時雇用者が 5人以上	千葉県の上地に係る補助金と重複する補助については対象外となります。	1億円×3年
	工場立地	製造業の工場 流通加工施設			

既存の工場等への設備投資

市内に工場等を所有している企業が、工場等を増築、改築、又は償却資産を取得する場合に活用できます。

種目	対象業種	要件	補助額	上限額・期間	
再投資	大企業	投下資産額が 2億円以上 市内操業実績 3年以上 ・ 雇用維持・事業の高度化	再投資により新たに取得した ○不動産取得税相当額（家屋分） ○家屋分固定資産税相当額（都市計画税含む） ○償却資産に係る固定資産税相当額	1億円×3年	
	中小企業者 資本金3億以下又は従業員300人以下	製造業の工場 自然科学研究所 流通加工施設			投下資産額が 2000万円以上 市内操業実績 3年以上 ・ 雇用維持・事業の高度化
	小規模企業 従業員20人以下	投下資産額が 1000万円以上 市内操業実績 3年以上 ・ 雇用維持・事業の高度化			千葉県の立地に係る補助金と重複する補助については対象外となります。

- 用途地域については、船橋市地図情報システムをご利用ください (<http://www.city.funabashi.chiba.jp/machi/keikan/0004/p000150.html>)
- ※で指定されている産業は、千葉県東葛地域基本計画で示されている集積産業であり、製造業が対象となります。
- 常時雇用者とは、施設の所有者が直接雇用する者で、週の勤務時間が20時間以上でかつ、3月を超えて雇用される者をいいます。
- 補助額については、操業開始後に賦課される税相当額になります。
- 雇用維持とは、再投資後も、雇用者数を維持することです。
- 事業の高度化とは、再投資をすることで生産性の向上等が計られることをいいます。
- 投下資産額とは、取得する固定資産、償却資産を購入する際に要する投下額となります。



船橋市民を雇用した場合

雇用奨励制度

立地等企業促進事業補助金を活用した場合に限り、雇用奨励制度を活用できます。

種目	対象業種	要件	補助額	上限額・期間
雇用創出支援	新規立地	1. 新規立地または再投資の種目に該当すること 2. 雇用者数認定期間に船橋市民である正規雇用者を雇用すること。	操業開始日から1年経過した時点での、雇用者数認定期間内に雇用された正規雇用者又は本市に転入した正規雇用者の従事者数。 正規 36万円/人 高度人材 60万円/人	6000万円×1年
	再投資			

- 雇用者数認定期間とは、操業開始の日から起算して3月前の日から操業開始の日から6月経過した日までの期間です。
- 正規雇用者とは、雇用期間の定めがない者で、雇用保険被保険者をいいます。
- 高度人材とは、博士号の学位を有する者で、工場等で研究開発の業務に専ら従事する者をいいます。